

公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

平成 28 年 6 月 13 日

学長裁定

(目的)

第 1 条 この内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改訂。)の趣旨及び「茨城女子短期大学における公的研究費の進営・管理に関する規程」第 15 条に基づき、物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いに關し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この取扱いにおいて「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第 3 条 契約担当者は以下に掲げる措置要件に該当する場合は、取引業者に対して取引停止を行うものとする。

- (1)虚の記載
- (2)過失による粗雑な約の履行
- (3)契約違反
- (4)不十分な安全管理措置

(取引停止等の通知)

第 4 条 第 3 条第 1 項の規程による取引停止をした時は、当該業者に対し遅無く通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第 5 条 取引停止期間中において、当該業者の本学における購入等契約に関して、全部又は一部の下請をすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は認めることができる。

(告又は注意の喚起)

第 6 条 取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意の喚起を行うことができるものとする。

附則

この内規は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。